

#### 第 4 1 号議案

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例

足立区立認定こども園条例（平成 2 3 年足立区条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）により設置する幼稚園及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）により設置する保育所を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）の規定に基づき、足立区立認定こども園（以下「認定こども園」という。）として認定を受け」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）の規定に基づく足立区立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び運営について定め」に改める。

第 3 条を削り、第 2 条第 2 項中「区立保育所」を「前項に定める区立保育所」に改め、同項の表中足立区立元宿こども園の項及び足立区立鹿浜こども園の項を削り、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（認定こども園の設置）

第 2 条 法第 1 6 条の規定に基づく認定こども園を設置する。

2 前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
足立区立元宿こども園	第一園舎 足立区千住桜木一丁目 1 6 番 2 号

	第二園舎 足立区千住元町 3 4 番 3 1 0 1 号
足立区立鹿浜こども園	第一園舎 足立区鹿浜五丁目 2 5 番 1 1 号
	第二園舎 足立区鹿浜五丁目 2 4 番 4 1 0 1 号

第 4 条中「前 2 条」を「前条」に改め、「及び区立幼稚園」を削り、「次に定めるとおり」を「法第 3 条第 1 項及び第 2 項第 2 号の規定に基づく」に改め、同条の表を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目 1 番 9 号

第 5 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

( 1 ) 第 2 条に規定する認定こども園は法第 1 0 条に基づく保育及び教育、前条に規定する認定こども園は法第 3 条第 2 項第 2 号及び法第 6 条に基づく保育及び教育（以下これらを「保育及び教育」という。）

第 8 条第 1 号中「長時間保育」を「長時間利用」に改め、同条第 2 号中「短時間保育」を「短時間利用」に改める。

第 1 0 条第 1 号中「長時間保育を利用する」を「長時間利用に係る」に改め、同条第 2 号中「短時間保育を利用する」を「短時間利用に係る」に改める。

第 1 2 条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「保育及び教育の実施」を「保育及び教育の利用」に改め、同条第 1 号及び第 3 号中「実施する」を「利用させる」に改める。

第 1 3 条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「保育及び教育の実施」を「保育及び教育の利用」に改める。

第14条第1項第1号中「長時間保育を利用する」を「長時間利用に係る」に改め、同項第2号中「短時間保育を利用する」を「短時間利用に係る」に改める。

第19条第1項中「短時間保育を利用している」を「短時間利用に係る」に、「保育及び教育の実施」を「保育及び教育の利用」に改め、同条第2項中「預かり保育の実施」を「預かり保育」に改める。

#### 付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

( 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正 )

2 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年足立区条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第2条」に改める。

( 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正 )

3 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年足立区条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第2条」に改める。

( 足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正 )

4 足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年足立区条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第2条」に改める。

( 提案理由 )

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設置根拠が変更となるほか、児童福祉法の改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、この

条例案を提出いたします。